

平成24年4月1日施行
平成28年6月3日改正

一般社団法人日本膜構造協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本膜構造協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 前項の名称は、英文で MEMBRANE STRUCTURES ASSOCIATION OF JAPAN と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、膜構造の性能並びに施工技術の向上を図ることにより、膜構造の安全性の確保と健全な普及発展を推進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 膜構造の性能開発並びに施工技術の向上に関する研究
- (2) 膜構造の材料に関する性能、品質の調査及び試験
- (3) 膜構造に関する各種基準の作成、指導及び普及
- (4) 膜構造の生産、施工等に関する業務の講習会等の実施
- (5) 膜構造に関する諸外国関係機関との連携及び交流
- (6) 膜構造等の建築関係法令に基づく評価、認定、判定及び認証
- (7) その他本協会の目的を達成するため必要な事業

2 前項第1号から第4号まで並びに第6号及び第7号の事業は日本全国において、第5号の事業は本邦及び海外において、それぞれ行うものとする。

第3章 会員及び会費

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同する個人又は団体であつて次条の規定により会員となった者
- (2) 貢助会員 本協会の事業を賛助する団体であつて次条の規定により会員となった者
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。ただし、前条第3号に規定する者を除く。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 法人たる会員にあっては、法人の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員の権利及び義務は次のとおりとする。

- (1) 正会員は本協会の事業に参加するとともに、総会に出席し、本協会の事業に対し意見を述べることができる。
- (2) 賛助会員及び名誉会員は、理事会の定めるところにより本協会の事業に参加することができる。
- (3) 正会員及び賛助会員は、本協会の定款を遵守しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 本協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて、その会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に反する行為をしたとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、また義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

(会員名簿)

第12条 本協会は、会員の氏名又は名称及び名称に係る所在地を記載した名簿を作成する。

(入会金及び会費)

第13条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(分担金)

第14条 本協会の事業を進める上で理事会が特に必要と認めるときは、理事会の議決を経て、本協会の行う事業に要する費用の全部又は一部について会員から分担金の拠出を求めることができる。

(届出)

第15条 会員は、その氏名又は名称、住所又は所在地、指定代表者等に変更があったときは、遅滞なく本協会にその旨を届け出なければならない。

第4章 総会

(構成及び種類)

第16条 本協会の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(議決事項)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等支給基準
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の議決をしたとき
- (2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(総会の招集)

第19条 総会は、法令に別の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席正会員のうちから選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名又は1団体につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期借入金
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(総会の書面表決等)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した正会員の中から、当該総会において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種別及び定数)

第25条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を本協会の会長、1名を副会長とし、会長を法上の代表理事とする。

3 理事の中から専務理事1名、常務理事1名以内を置き、法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第26条 理事及び監事は、総会において正会員（法人にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事1名は、正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の職務・権限)

第27条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき職務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行い、また理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- (1) 財産及び会計を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査し、前号の結果と併せて監査報告を作成すること
- (3) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し又は招集すること
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

7 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第24条第1項に定める定数に欠ける場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。この場合、その役員に対してあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき

(役員の報酬等)

第30条 本協会の役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める報酬等支給基準の範囲内で支給することができる。

- 2 役員には、本協会の会務執行のための費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(責任の免除)

第31条 本協会は、法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の議決によって免除することができる。

2 本協会は、法第115条第1項の規定により、外部役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第32条 本協会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は終身とする。
- 3 名誉会長は、会長を退任した者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、大局的な見地から、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して参考意見を述べることができる。

(顧問)

第33条 本協会に顧問1名以上5名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識又は事業経験が豊富な会員の中から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 5 顧問には第30条の規定を準用する。この場合においてその規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成及び種類)

第34条 本協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 会長が必要と認めるときは、顧問及び参与は理事会に出席し参考意見を述べることができる。
- 4 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(議決事項)

第35条 理事会は、法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の開催)

第36条 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 第26条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(理事会の招集)

第37条 理事会は、第26条第6項第4号の規定により監事が招集したときを除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少くとも開催日の1週間前までに全ての理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある時は、あらかじめ理事会で定めた方法により、3日前までに通知することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第39条 理事会は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立

する。

2 理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、議決について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決する。

(議決の省略)

第40条 前条の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、出席した代表理事及び監事が署名し、又は記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第42条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第13条に定める入会金及び会費
- (2) 第14条に定める分担金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業にともなう収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第43条 本協会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事業年度)

第44条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

第45条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の了承を経た上で、通常総会において議決を経なければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を5年間、主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第47条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(特別会計)

第48条 本協会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することはできない。

(解散)

第51条 本協会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経るほか、法令に定められた事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第52条 本協会が解散により清算するときに有する残余財産は、総会において議決を経て、本協会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 前項の事務局長は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第54条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び計算書類等
- (6) 監査報告
- (7) 許可、認可、契約等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

第10章 委員会

(委員会)

第55条 本協会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雜則

(施行規則)

第57条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、石井一夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、平成28年6月3日から施行する。